

○ 平成10年分 所得控除の適用状況

区 分	控除適用者数	控 除 額	適用者割合
	千人	億円	%
雑 損 控 除	5	4 5	0. 1
医 療 費 控 除	9 3 8	2, 1 7 0	1 5. 1
社 会 保 険 料 控 除	5, 6 9 8	2 8, 5 5 5	9 1. 6
小規模企業共済等掛金控除	5 1 9	2, 2 9 5	8. 3
生命保険料控除（一般）	5, 3 7 2	2, 6 2 2	8 6. 3
生命保険料控除（個人年金）	1, 0 6 5	5 0 0	1 7. 1
損 害 保 険 料 控 除	4, 0 0 6	3 2 3	6 4. 4
寄 付 金 控 除	1 0 2	3 1 0	1. 6
障 害 者 等 控 除	1, 6 4 8	8, 0 5 8	2 6. 5
配 偶 者 控 除	1, 8 0 7	7, 0 7 8	2 9. 0
配 偶 者 特 別 控 除	1, 5 8 0	5, 1 7 2	2 5. 4
扶 養 控 除	2, 0 3 3	1 7, 2 2 5	3 2. 7
基 礎 控 除	6, 2 2 4	2 3, 6 5 2	1 0 0. 0
合 計	6, 2 2 4	9 8, 0 0 6	1 0 0. 0

出典：平成10年分 申告所得税標本調査（国税庁企画課）

○ 医療費控除の適用状況の累年比較

区分 年分	納税者数	適用者数	適用割合	控除額	1人当たり
	万人	万人	%	億円	万円
40	292	11	3.9	57	5
45	447	18	4.0	148	8
50	462	24	5.2	385	16
55	594	60	10.2	995	16
60	737	108	14.7	1,772	16
63	780	87	11.2	1,650	19
元	797	84	10.5	1,644	20
2	855	96	11.2	1,988	21
3	856	100	11.7	2,107	21
4	858	102	11.9	2,226	22
5	843	102	12.1	2,145	21
6	822	96	11.7	2,042	21
7	802	100	12.4	2,177	22
8	824	104	12.7	2,324	22
9	827	109	13.2	2,456	23
10	622	94	15.1	2,170	23

出典：「申告所得税の実態」（国税庁企画課）

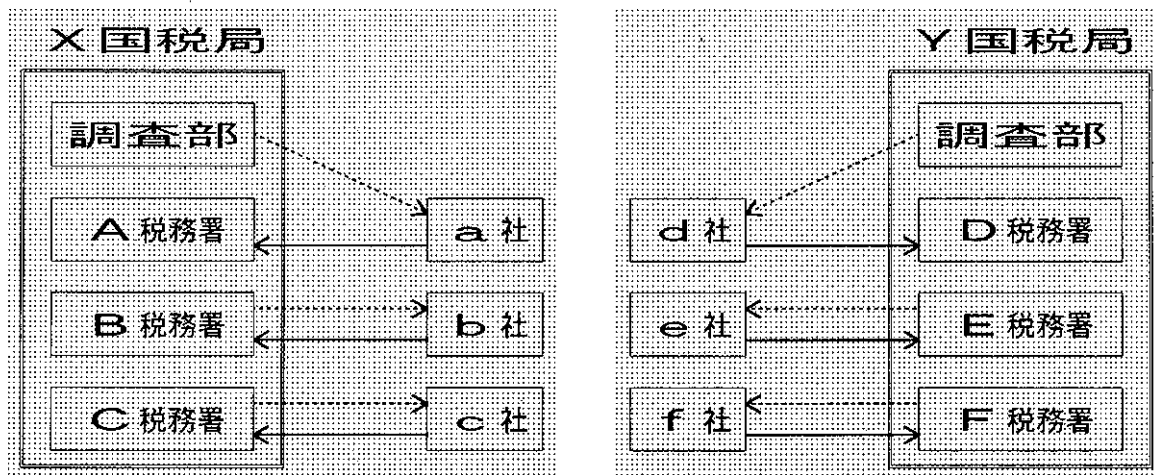
平成6年分及び平成7年分は、申告所得税の納税者について、全国522税務署中、阪神・淡路大震災による被災地域を所轄する13税務署を除く、509税務署から標本を抽出し、推計したものである。

現行の執行体制

法人の納税地（本店所在地）を基準とした管轄地域割による執行体制

納 税 者 → 税務当局：申告、申請、請求、届出、納付等
税務当局 ……→ 納 税 者：調 査

 : 国税局管轄地域



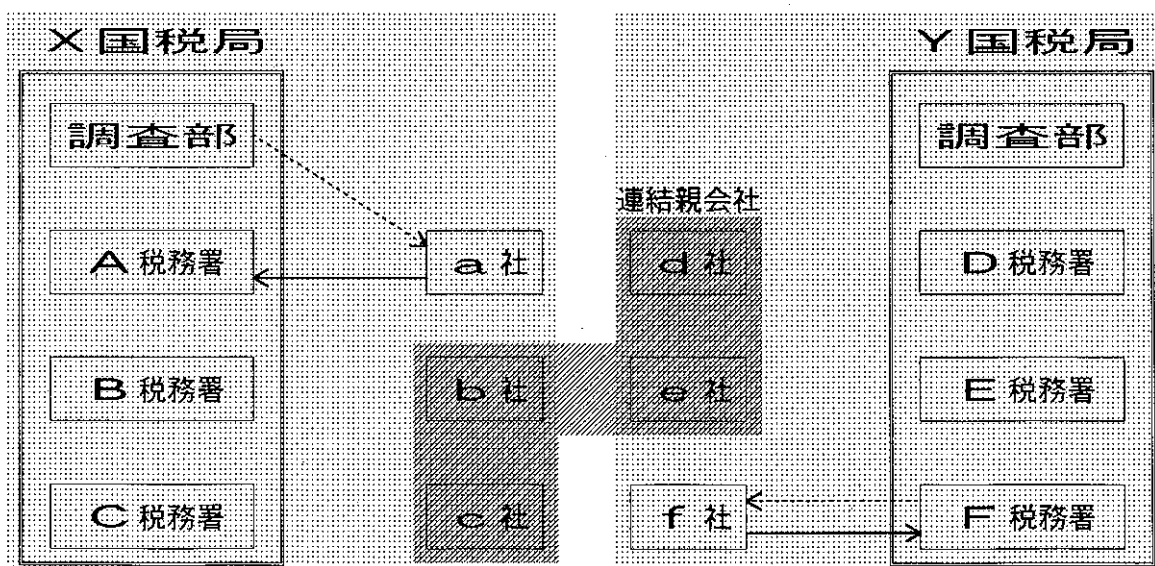
調査部所管法人：原則として資本金額1億円以上の法人（a社及びd社）

税務署所管法人：原則として資本金額1億円未満の法人（b，c，e及びf社）

連結納税制度導入後

 : 国税局管轄地域

 : 連結納税グループ



連結納税グループ の納税地の概念 (制度設計)

管理・調査の
担当部署に影響

現行の執行体制
での対応可能性
の検討

執行体制の構築

租 税 条 約 締 結 国

(平成12年 4 月現在)

アイルランド	シンガポール	バングラデシュ
<u>アメリカ</u>	スイス	フィリピン
イスラエル	スウェーデン	フィンランド
イタリア	スペイン	ブラジル
インド	スリ・ランカ	<u>フランス</u>
インドネシア	タイ	ブルガリア
イギリス	中国	ベルギー
<u>ヴィエトナム</u>	旧チェコスロヴァキア ^(注1)	ポーランド
エジプト	デンマーク	マレーシア
オーストラリア	ドイツ	南アフリカ
オーストリア	トルコ	<u>メキシコ</u>
オランダ	ニュージーランド	ルーマニア
カナダ	ノールウェー	ルクセンブルグ
韓国	パキスタン	旧ソ連 ^(注2)
ザンビア	ハンガリー	

○アンダーラインが、相続税等についても情報交換が可能な国である。

(注1) 旧チェコスロヴァキアの条約は、チェッコ共和国・スロヴァキア共和国との間で引き続き適用される。

(注2) 旧ソ連との条約は、ロシア共和国・キルギスタン共和国・グルジア共和国・タジキスタン共和国・ウズベキスタン共和国・カザフスタン共和国・トルクメニスタン・ウクライナ・アルメニア共和国・ベラルーシ共和国との間で引き続き適用される。

○ 国際取引の多様化と資料情報収集の重要性

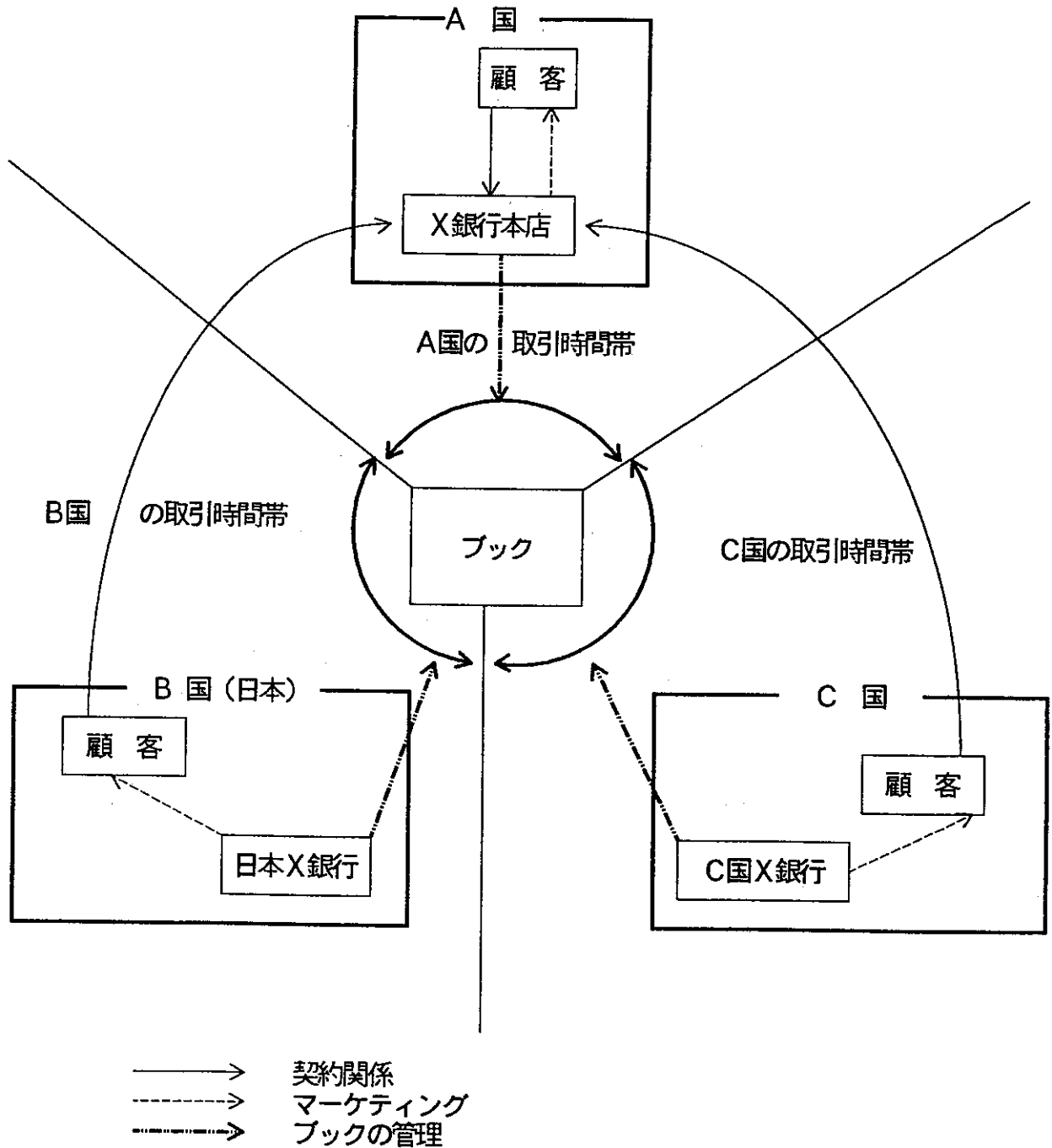
国際取引の多様化

- ・ グローバルトレーディングといった複雑な取引形態
 - ・ 租税回避スキーム（タックスヘイブンや匿名組合等の利用）
 - ・ 移転価格税制
- 適正・公平な課税のため、このような国際取引の実態把握・分析が一層必要

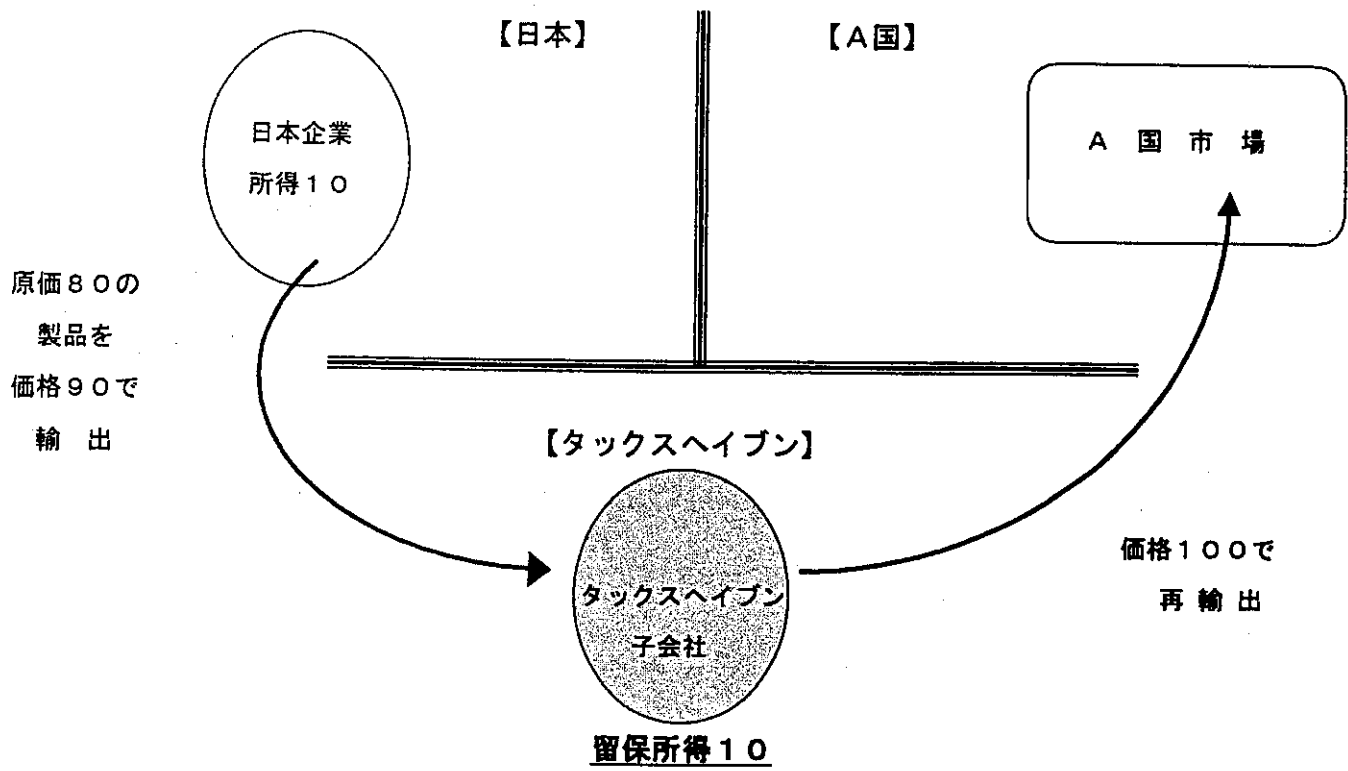
資料情報収集の重要性

- ・ 取引相手が海外に所在するため、国内取引に比し事実確認に制約
- 資料情報収集にあたって納税者の協力が一層重要
- 常に納税者が協力的とは限らず、国外取引資料については提出義務がないことにより適正な課税に支障を来す
- 国外取引に係る資料情報を収集するための方策が必要

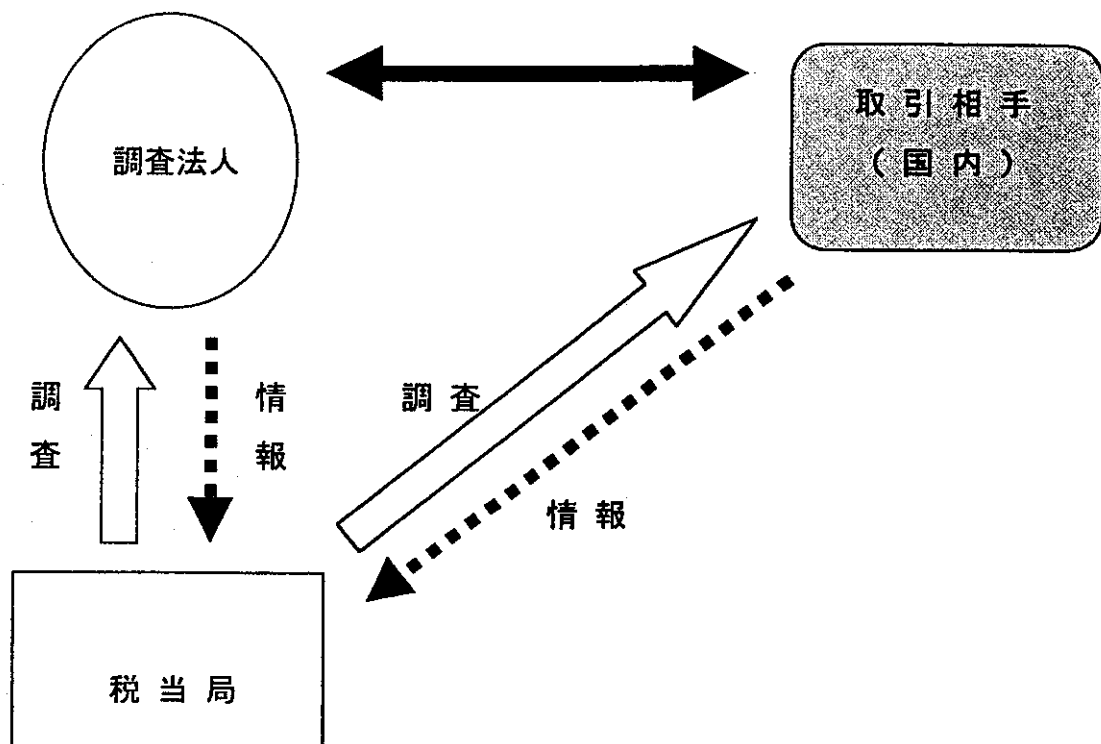
グローバル・トレーディングの概要



《タックスヘイブン子会社を利用した取引》

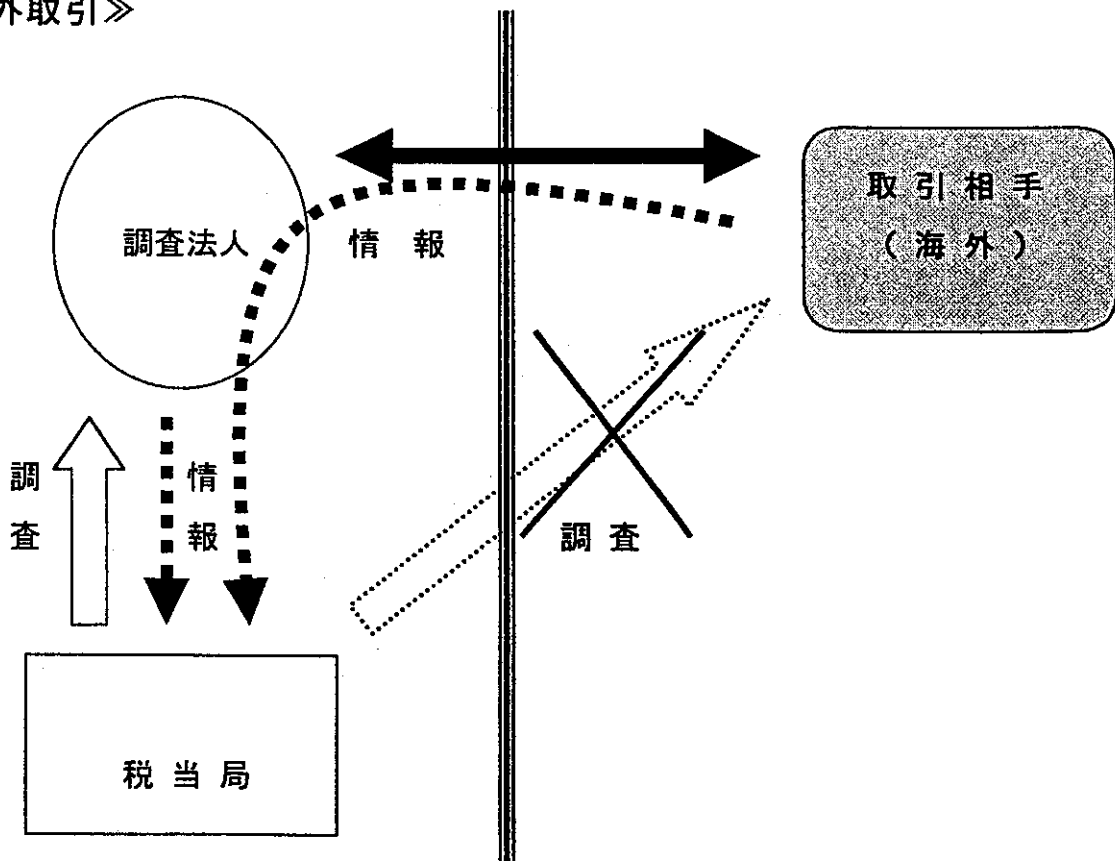


《国内取引》

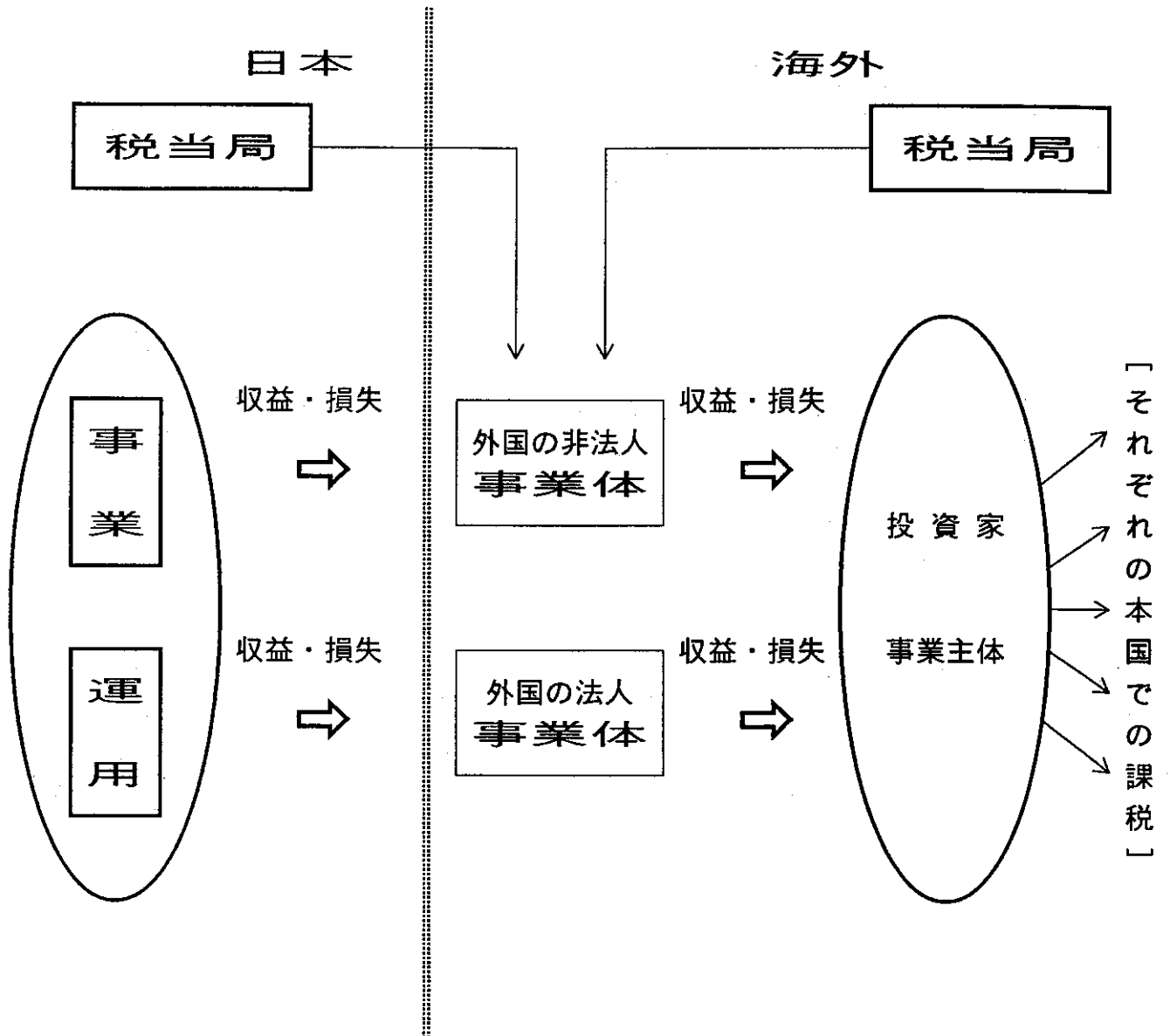


~~~~~

# 《海外取引》

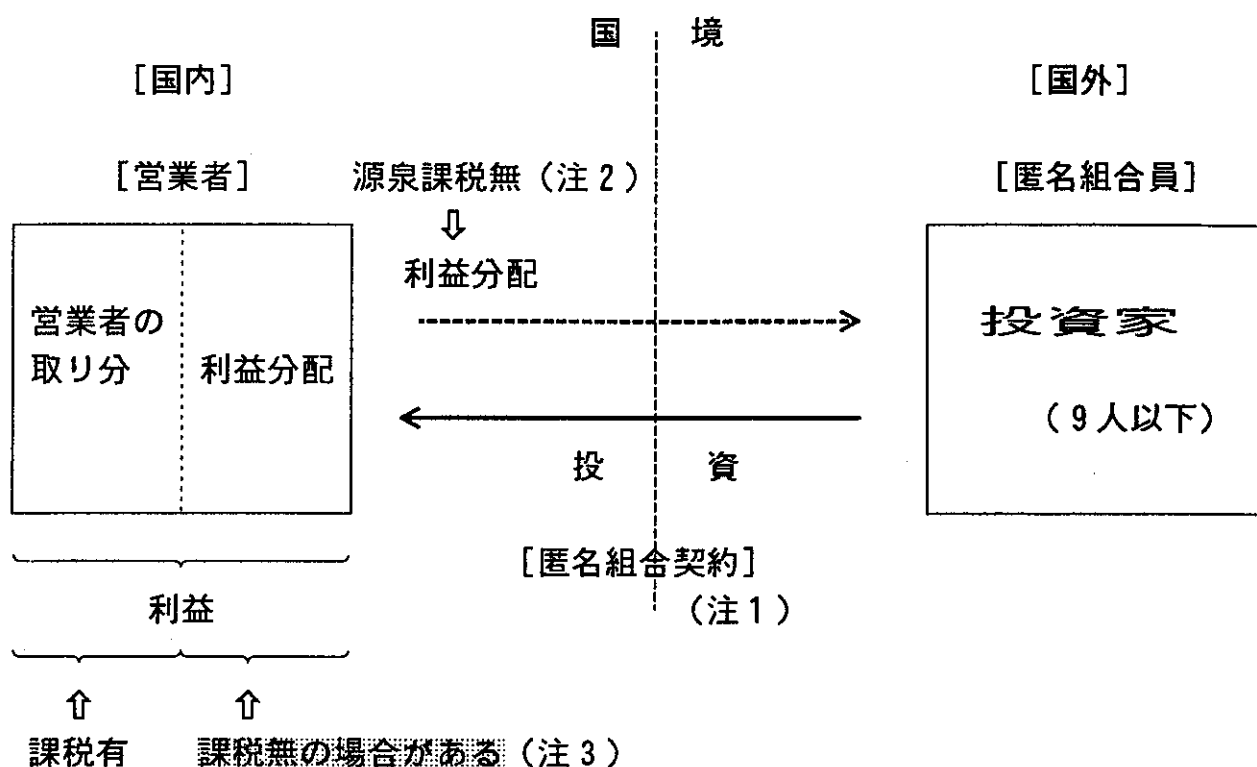


様々な事業体を通じたクロスボーダー取引の例



## 匿名組合を利用した事例（イメージ図）

### ○ 匿名組合形態による出資



注1：匿名組合とは、当事者の一方（匿名組合員）が相手方（営業者）の営業のために出資し、その営業より生じる利益を分配するもの。

注2：匿名組合員が10人以上の場合には源泉課税されるが、9人以下の場合には源泉課税されない。

注3：匿名組合員の所在地国による。

（参考）

株式出資形態による投資

